

再意見書

平成24年3月1日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 530-6116
(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちようめ3ばん23ごう
住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 株式会社 ケイ・オプティコム
だいひようとりしまりやくしゃちよう ふじの たかお
代表取締役社長 藤野 隆雄

連絡先 経営戦略グループ
電話番号
電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当部分	弊社意見
ソフトバンクBB株式会社殿 ソフトバンクテレコム株式会社殿 ソフトバンクモバイル株式会社殿	<p>【総論】</p> <p>(略)まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年3月2日)において、NTT東西殿を含めたOSU共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後光アクセスサービス市場は、NTT東西殿の独占が強まった等、競争環境は後退の一途をたどっていることを考慮すると、NTT東西殿利用部門と接続事業者との間で1 ユーザ当たりのコストが同等となるよう、NTT 東西殿を含めたOSU 共用による分岐端末回線単位の接続料の設定が必須であると考えます。</p> <p>「NGN接続料」に関しては、多様なサービスを創出可能とする競争環境を整備し、各種プレーヤーの参入を推進することが必要であり、NTT 東西殿のNGN(以下、「NTT-NGN」という。)において、コア網であるIP 網のアンバンドルの細分化、PSTNのGC接続に相当するアンバンドルメニューの設定等の対応が必要です。(略)</p> <p>1. NGNにおけるアンバンドル設定について</p> <p>(略)弊社共としては、今後引き続きGC接続類似機能やプラットフォーム機能等のオープン化に係る検討を進めていく必要があると考えており、総務省殿においてはNTT東西殿の取組みや接続協議の状況等も注視した上、可及的速やかに必要なルール整備を図っていただくべきと考えます。</p> <p>なお、NGNのアンバンドル化については「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」情報通信審議会答申(平成23年12月20日)(以下、「ブロードバンド答申」という。)において「①『具体的な要望があること』、②『技術的に可能であること』という考え方に基づき、③『過度な経済的負担がないことに留意』しつつ判断」と記載されているところです。加えて、弊社共が従前から要望しているGC接続類似機能のアンバンドルについては、現在光接続料の分岐単位接続料に関する検討が進められている接続委員会にて検討を行うことが適当とされています。</p> <p>ブロードバンド答申の考え方に基づけば、GC 接続類似機能は『①具体的な要望』があり『②技術的に可能である』ものに該当するものと考えており、経済的負担を軽減した上で実現する方策を接続委員会にて判断すべきと考えます。(略)</p> <p>弊社は、自ら敷設した光ファイバを用いてサービスを提供している光インフラ事業者としての立場から、左記意見にある分岐単位接続料制度の導入には、断固反対いたします。</p> <p>弊社は、分岐単位接続料制度は、以下の2点において解決し難い大きな問題があると考えております。</p> <p>1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストのつけ回しを行うことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、他の全ての光インフラ事業者が、接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります。</p> <p>2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されますが、技術革新の阻害に繋がる政策の導入により、その高機能化が実現しなくなるおそれがあります。</p> <p>一部の接続事業者は、サービスレベル維持や故障対応時のフロー等に関して、NTT東西殿と同じ運用ルールに則った形でOSUを共用する案を希望されていますが、この形態であれば、ISP事業者として「OO with フレッツ」等のサービスを提供することと同じであり、既に事業参入にかかる環境は整備されていることから、分岐単位接続料制度の設定は全く必要ありません。</p> <p>また、OSU共用に代わる方法として提案されているGC接続類似機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能につきましては、大きな追加コストが発生し、その一部をNTT東西殿につけ回しを行う点で、OSU共用による分岐単位接続料制度と同様の問題を有していることから、導入に反対いたします。</p> <p>現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDDI殿は全国で「auひかり」サービスを展開されていることから、現状においても、競争環境は正当に機能しており、分岐単位接続料制度の導入は必要ありません。</p> <p>なお、設備更新が停滞するおそれがある点で、積極的には賛成しかねますが、希</p>

		<p>望する接続事業者同士でコンソーシアムを組み、OSUを共用することでFTTH事業に参入することは、現行の制度下でも可能です。</p> <p>現行の制度下で可能な取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公正な競争環境を歪めることは、借りだけの接続事業者のみ一方的に有利となるだけで、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた地域アクセス系事業者やCATV事業者の努力を否定するものであるため、弊社は断固反対です。</p> <p>合理性のない分岐単位接続料制度の導入は、公正な競争環境を阻害し、設備事業者の事業撤退・縮小を招きます。これは、旧来のNTT独占時代への回帰を意味し、設備競争・サービス競争が起こらなくなります。その結果、価格低廉化が進まず、新サービスも始まらずに、最終的に国民が不利益を被ることになります。</p> <p>なお、コスト負担のあり方が公正であり、競争条件を歪めない点において、弊社は現行の一芯単位接続料制度が最も合理的であると考えております。</p>
--	--	---

以 上